

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。	
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日)令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)
- 2 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 6 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 7 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 □代表者	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
2	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦

注 意

- 1 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 2 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 3 役員の名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 4 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 5 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期間入札の公告

令和 8年 3月10日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安達正彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 3月30日 午前 9時00分から 令和 8年 4月 7日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月14日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月27日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 8年 3月10日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 八尾市太田新町九丁目
地 番 143番
地 目 宅地
地 積 979.84平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 八尾市太田新町九丁目143番地
家屋 番号 143番の2
種 類 工場・事務所・作業場・倉庫
構 造 鉄骨造鉄板葺3階建
床 面 積 1階 609.53平方メートル・
2階 14.84平方メートル
3階 593.41平方メートル

(現況)

種 類 工場・事務所・倉庫・休憩室

所有者 株式会社桂工務店



物件明細書

令和 8年 1月27日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安達正彦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

株式会社桂工務店が占有している。同社の代表者は本件所有者である。

【物件番号2】

Bが占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しは猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 八尾市太田新町九丁目
地 番 143番
地 目 宅地
地 積 979.84平方メートル

所有者 A

2 所 在 八尾市太田新町九丁目143番地
家屋 番号 143番の2
種 類 工場・事務所・作業場・倉庫
構 造 鉄骨造鉄板葺3階建
床 面 積 1階 609.53平方メートル・
2階 14.84平方メートル
3階 593.41平方メートル

(現況)

種 類 工場・事務所・倉庫・休憩室

所有者 株式会社桂工務店



令和 7年（ケ）第236号
令和 7年 9月19日受理
令和 年 月 日提出
7.10.20

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 卜 藏 伸 之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 八尾市太田新町九丁目
地 番 143番
地 目 宅地
地 積 979.84平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 八尾市太田新町九丁目143番地
家屋 番号 143番の2
種 類 工場・事務所・作業場・倉庫
構 造 鉄骨造鉄板葺3階建
床 面 積 1階 609.53平方メートル
2階 14.84平方メートル
3階 593.41平方メートル

所有者 株式会社桂工務店



不動産の表示	物件目録のとおり
住居表示	大阪府八尾市太田新町九丁目143番地
土 地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者および占有状況	□土地所有者 ■その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ■占有者および占有権原のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は目的外建物の概況のとおり)
その他の事項	その他の事項のとおり
建 物	物件2
種類、構造および床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる(■主たる建物 □附属建物) ■種類:工場、事務所、倉庫、休憩室 □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者および占有状況	□建物所有者 ■その他の者 上記の者が本建物を工場、事務所、作業場、倉庫として使用している ■占有者および占有権原のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は目的外土地の概況のとおり)
その他の事項	その他の事項のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

占有者および占有権原 (物件1 関係)

占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> 株式会社桂工務店 (以下「桂工務店」という)
占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>

関係人((占有者) ())の陳述 / 提示文書()の要旨

占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>		
占有開始時期	年 月 日		
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし	
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新		
現在の契約等	期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()	
	借主	<input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()	
賃料・支払時期等	毎 金	円 (毎 限り	分支払)
	<input type="checkbox"/> 前払 (分	円)
	<input type="checkbox"/> 相殺 (分	円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)		
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者：〇〇〇〇 ・その他の事項のとおり 		

執行官の意見 上記のとおり 下記のとおり 執行官の意見のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

占有者および占有権原 (物件2関係)

占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>	
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 ■B	
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 ■工場 <input type="checkbox"/> 居宅 ■事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 ■倉庫 ■休憩室	
■関係人(■B(占有者) <input type="checkbox"/> ()の陳述/■提示文書(建物賃貸借契約書)の要旨		
占有権原	■賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>	
占有開始時期	平成26年9月1日	
最初の契約等	契約日	平成26年9月1日
	期間	平成26年9月1日から ■平成28年8月31日まで <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 ■自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新	
現在の契約等	期間	令和6年9月1日から ■令和8年8月31日まで <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
	借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者()
賃料・支払時期等	毎月 50,000円 (毎月末日限り翌月分支払い) <input type="checkbox"/> 前払 () 分 (円) <input type="checkbox"/> 相殺 () 分 (円)	
敷金・保証金	■ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 () 円 <input type="checkbox"/> 保証金 () 円)	
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>	
その他	その他の事項のとおり	
執行官の意見	■上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 執行官の意見のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札等の表示 なし
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 適宜概測したところ、形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物の敷地となっている。
- (3) 接面道路は、建築基準法上の道路である。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
- (2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
- (3) 1階は工場として使用されており、クレーンホイストなどの機械類が設置されていた。2階は休憩室として使用されていたが、消防署の指示により閉鎖されていたため、内部を確認することが出来なかった。3階については、事務所、休憩室および倉庫として使用されていた。
- (4) 1階のエレベーター前は荷物等を置いてあり、エレベーターは使用できないようになっていた。
- (5) その余は、経年相当の劣化および損耗が認められた。

以上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	本件の債務者である陳述内容等
■ B (占有者)	<p>1 私は、もともと桂工務店の従業員だったのですが、平成26年9月1日から、桂工務店より目的建物を借りて、「潔」という屋号で工場を営んでいます。</p> <p>2 工場内の機械類については、目的建物を借りるに際して、資材（鋼材等）、作業機械および副資材について所有権の移転を受けています。その後、経年劣化等により古くなった機械類については、順次私の方で購入しています。ですから、工場内にある機械類は全て私の所有になります。</p> <p>3 3階には、桂工務店が営んでいた頃から置いてある桂工務店のペンキやゴミなどがあります。私としても処分に困っており、とりあえず消防署からの指示により危険なのでシートで覆っています。</p> <p>4 2階については、元々は休憩室として使用していたのですが、消防署から危険なので立ち入らないよう指摘されたので、入り口を封鎖して立ち入られないようにしています。</p> <p>5 エレベーターについては、故障しているので使用することが出来ません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

執行官の意見

物件1の占有権原について

物件1および物件2は所有者が異なっているが、物件2の所有者である桂工務店の代表者が物件1の所有者であり、実質的には同一であると解されることから、物件1は桂工務店の代表者が桂工務店に対し使用貸借として貸しているものと認めた。

目的物件の占有関係

関係人の陳述、提示文書、ライフライン調査および立入調査の結果から、目的建物は、占有者が工場、事務所、倉庫、休憩室として使用・占有しているものと認めた。

以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年9月19日	執行官室	ライフライン調査
令和7年9月22日	執行官室	照会書送付（所有者）
令和7年9月24日 12:30 - 12:50	物件所在地	物件調査、占有確認
令和7年9月24日 13:00 - 13:15	八尾市役所	道路等調査、家屋等調査
令和7年9月26日 9:30 - 9:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和7年9月26日 9:50 - 9:55	中之島図書館	物件確認
令和7年9月26日 10:50 - 11:05	執行官室	占有関係調査（占有者からの電話により聴取）
令和7年10月8日 9:15 - 10:15	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、占有者と面談
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7-2枚目)

土地建物位置関係図

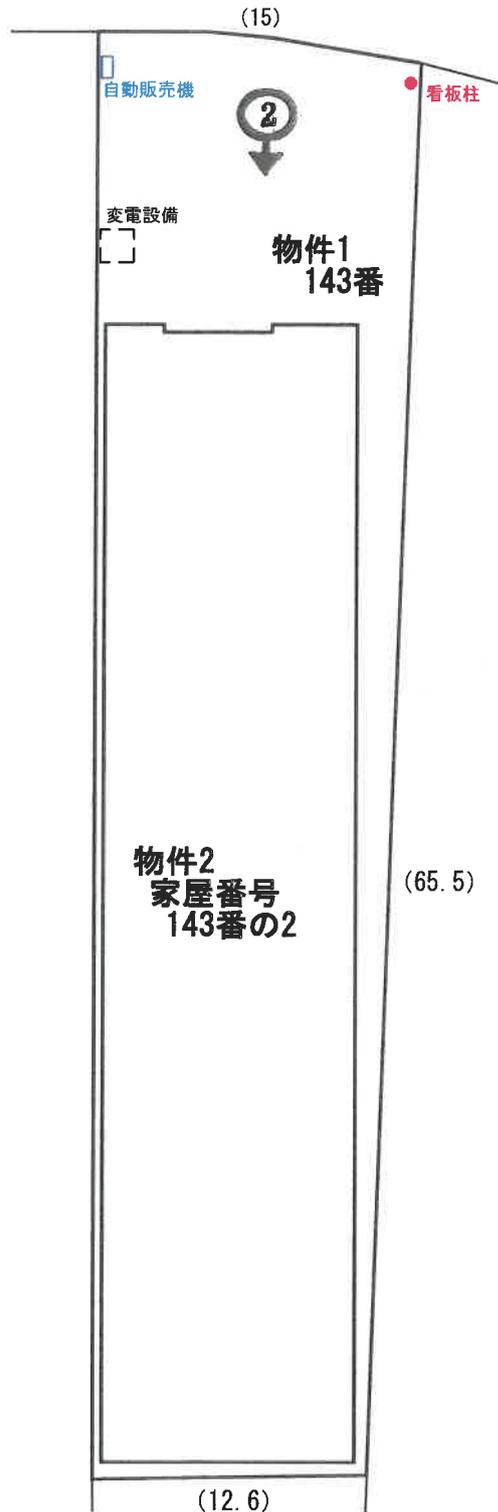
令和7年（ケ）第236号



←○ 写真撮影位置方向



道路（幅員約7.8m）



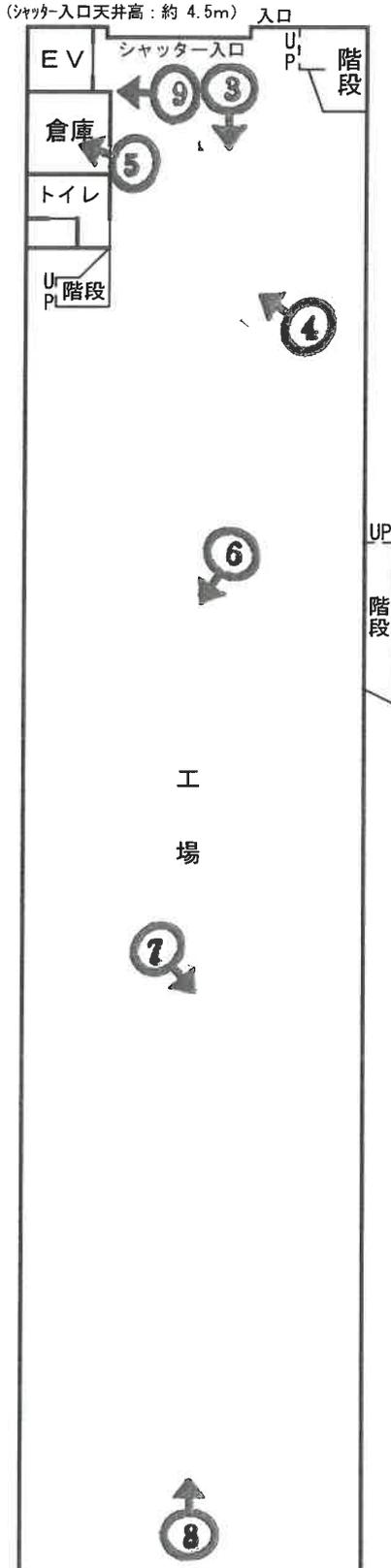
間取略図

令和7年（ケ）第236号

◀○ 写真撮影位置方向



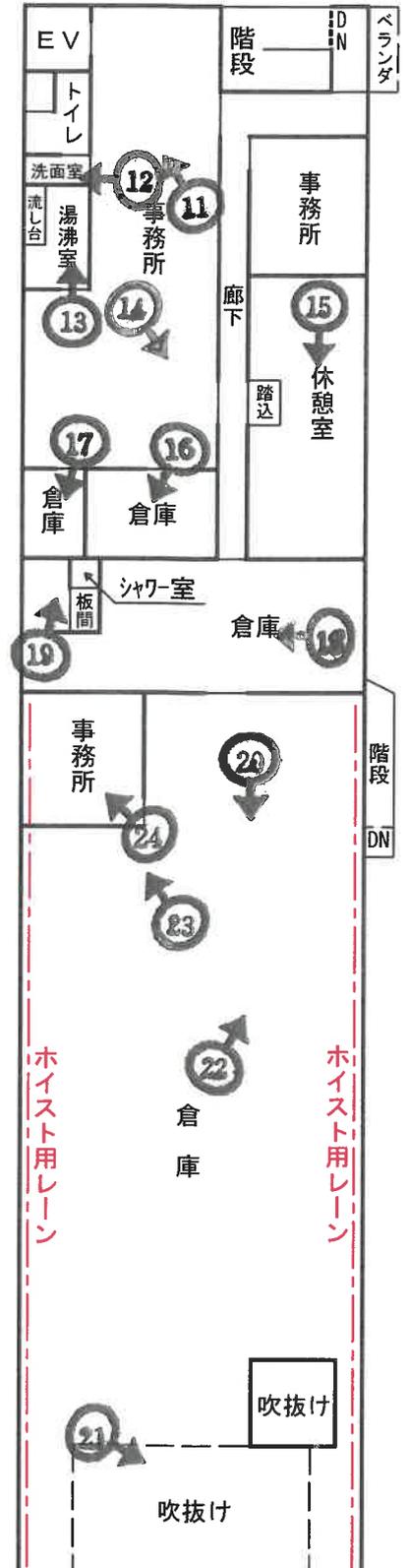
1階平面図



2階平面図



3階平面図



目的建物



①



②



③



④



⑤



⑥

(12 枚目)



⑦



⑧

(13 枚目)



⑨



⑩



⑪



⑫



13



14



15



16

(17 枚目)



17



18

(18 枚目)



①9



②0



21



22

(20 枚目)



23



24

令和7年（ケ） 第236号

令和7年10月8日 現地調査

令和7年10月23日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

中野 聡

第1 評価額

一 括 価 格	
金 58,480,000円	
内 訳 価 格	
物件1	金 36,130,000円
物件2	金 22,350,000円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番号	特記事項		
1	現地での概測数量と登記数量は概ね一致した。但し、地積測量図は残地扱いとなっており、確定的な数量に関しては、専門家による調査等を要する。		
2	登記上の種類は、工場・事務所・作業場・倉庫となっているが、現況は工場・事務所・倉庫・休憩室となっている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ谷町線 八尾南駅 南東方 道路距離 約2,000m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模工場、作業所等が見られる工業地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域・航空法による高さ制限等
画地条件	規模	979.84㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約15m・奥行約65.5m
	高低差等	ほぼ等高
接面道路の状況	北側	幅員約7.8m市道（建築基準法第42条1項1号道路）
	接道状況	一方路
土地の利用状況等	現況	工場、事務所、倉庫、休憩室の敷地
	東側	工場等
	西側	工場
	南側	工場
	北側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり
	<small>(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</small>	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、土地の閉鎖登記簿謄本、過去の住宅地図等からの土地利用履歴調査を行ったところ、従前から工場用途であったことが確認された。有害物質使用特定施設としての届出はないとのこと。汚染の有無等詳細は不明である。確実な情報を得るには、専門家による土壌調査等を要する。	
特記事項	特になし	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 平成4年3月19日新築
	経過年数	約34年
	経済的残存耐用年数	約11年 と判定
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	鉄板葺
	外 壁	A L C版等
	内 壁	クロス貼・合板等
	天 井	ボード張等
	床	合成樹脂等
	設 備	電気、給排水設備等
	その他	エレベーター（故障中、使用不可）
床面積（現況）	延 1,217.78m ² 増築なし	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	工場・事務所・倉庫・休憩室
	間取り	—
品 等	普通程度	
保守管理の状態	壁面、床等に汚れ、疵、変色、破損等が認められた。保守管理状況はやや劣る。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の動作については未確認。 ・建築確認あり、検査済証なし。 ・目視の限度において、有害物質（アスベスト含有建材等）使用の有無は不明。建築年・構造等からそのリスクを否定できない（詳細は専門機関による調査を要す。）。 ・変電設備あり。自動販売機あり。 ・1階部分に機械類（占有者の所有物とのこと。）が設置されている。3階倉庫部分に所有者の残置物（ペンキ類、ゴミ等）がある。 ・2階部分は閉鎖されており、内部の確認ができなかった。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地等の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	81,000	1.00	979.84	0.85	67,462,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 八尾9-4

公示価格等 73,500円/㎡ × 時点修正 103.0/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/93 = 標準画地価格 81,000円/㎡

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	0.99	0.99	0.95	1.00	0.93

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	110,000	1,217.78	0.23	30,810,000

ウ 現価率

経過年数 約34年

経済的残存耐用年数 約11年

観察減価 20%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}11\text{年} / (\text{経過年数}34\text{年} + \text{経済的残存耐用年数}11\text{年}) \} \times (1 - 0.2) = 0.23$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性、内部・外部の保守状況等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		イ	場所的利益	
1	67,462,000	0.10	場所的利益	6,746,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ-カ]
	1	67,462,000	- 6,746,000		0.85	0.70	
2	30,810,000	+ 6,746,000	1.00	0.85	0.70	0	22,350,000
一括価格 (合計)							58,480,000

ウ 占有減価

本件の場合不要と判断。

エ 市場性修正

アスベスト含有建材使用、土壌汚染の可能性、建物品等による需要の減退を考量した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 八尾9-4

所 在 : 八尾市太田新町9丁目100番外
価 格 : 73,500円/m²
位 置 : 大阪メトロ谷町線 八尾南駅 南東方 約2300m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 835m²
供給処理施設 : 水道, 下水
接面街路 : 西側約5.8m市道
用途指定等 : 準工業地域(建ぺい率60%, 容積率200%), 準防火地域
地域の概要 : 中小規模の工場、倉庫等の建ち並ぶ工業地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 47,688,812 円
物件2 : 25,932,967 円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 八尾市太田新町九丁目
地 番 143番
地 目 宅地
地 積 979.84平方メートル

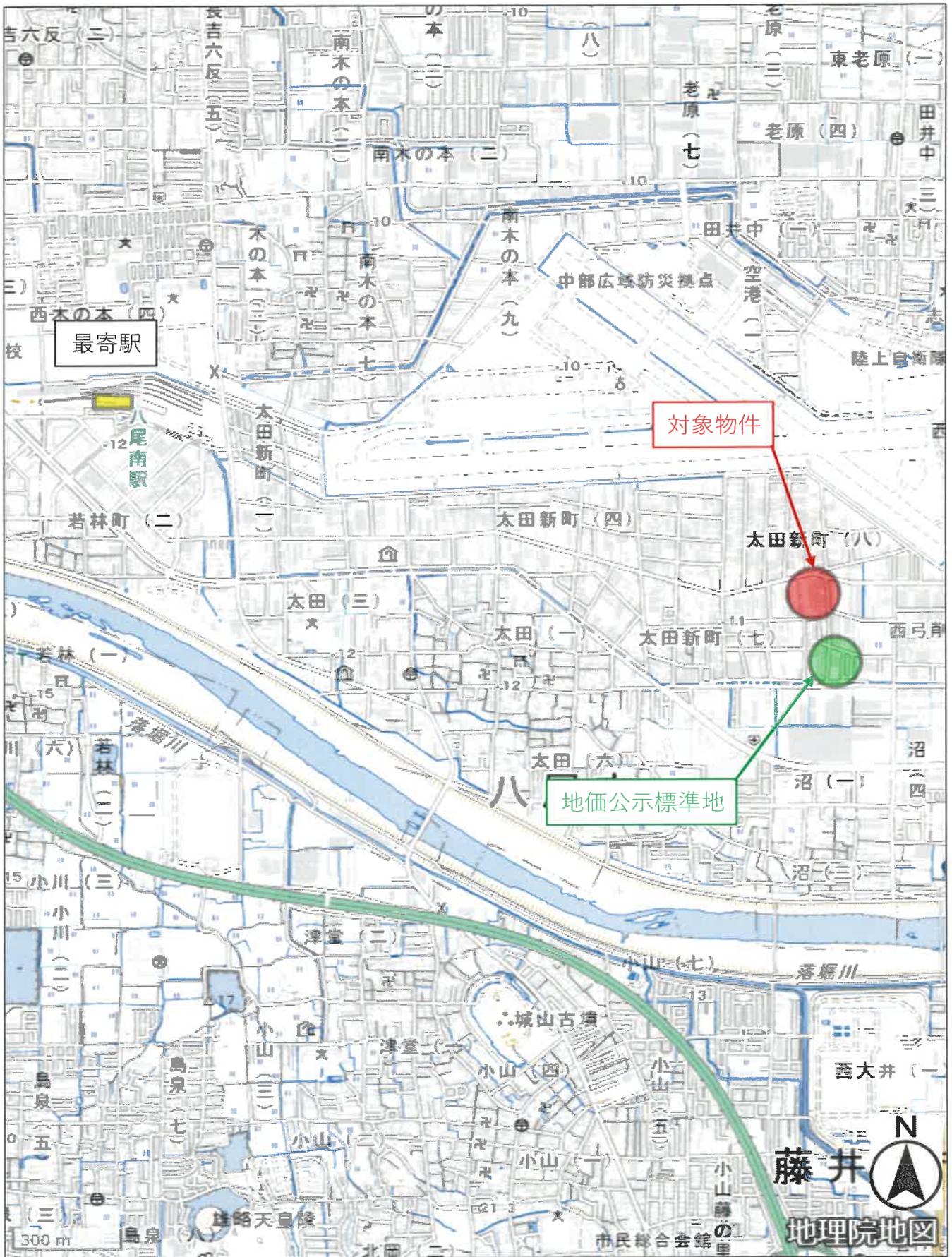
所有者 A

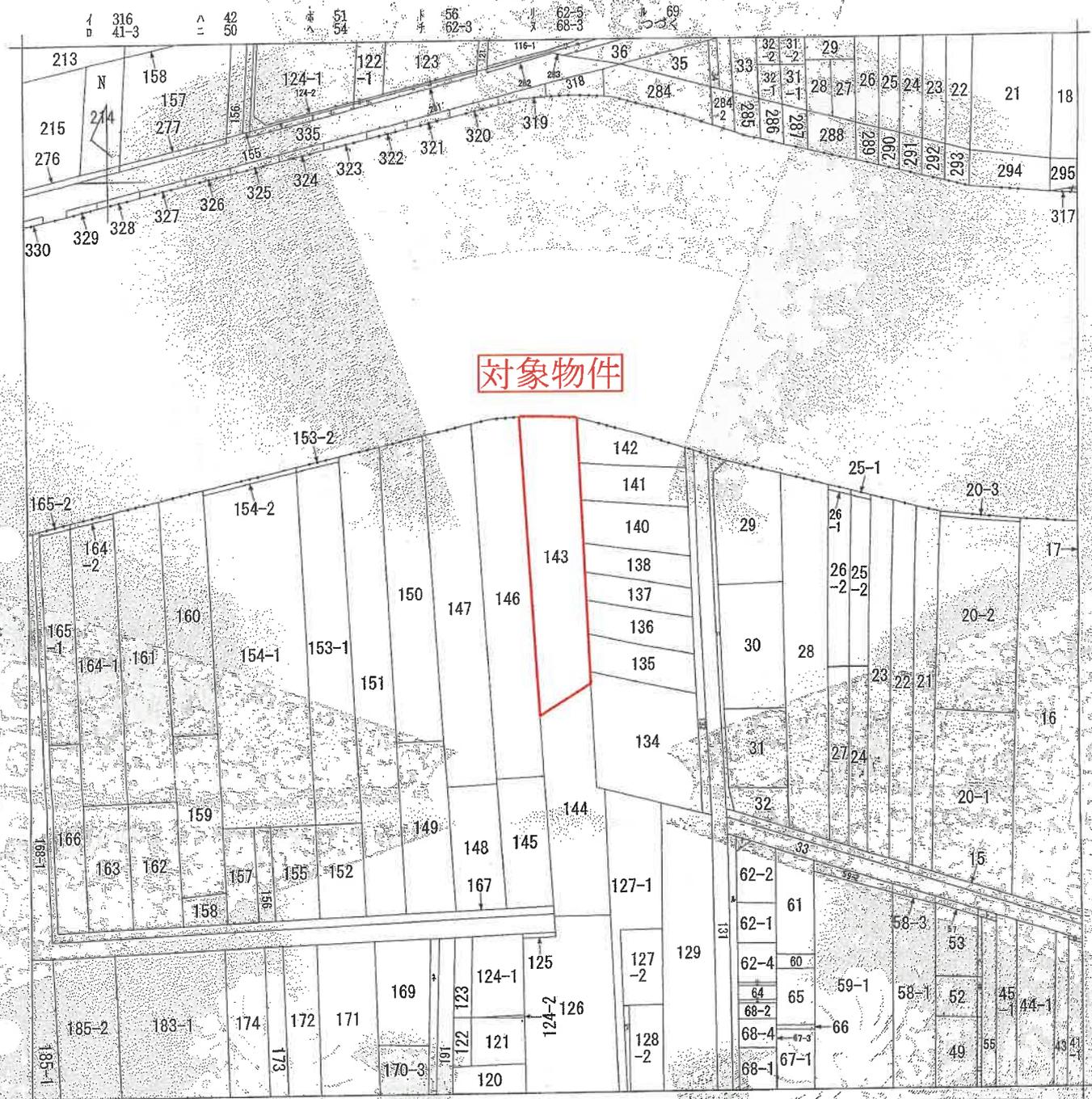
2 所 在 八尾市太田新町九丁目143番地
家屋 番号 143番の2
種 類 工場・事務所・作業場・倉庫
構 造 鉄骨造鉄板葺3階建
床 面 積 1階 609.53平方メートル
2階 14.84平方メートル
3階 593.41平方メートル

所有者 株式会社桂工務店



位置図





対象物件

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
 太田新町8丁目
 太田新町9丁目

請求部	所在	八尾市太田新町九丁目		地番	143番		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は符号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			備考	事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年6月2日
 大阪法務局北出張所
 登記官

登記年月日：平成4年4月3日

各階平面図

2013924

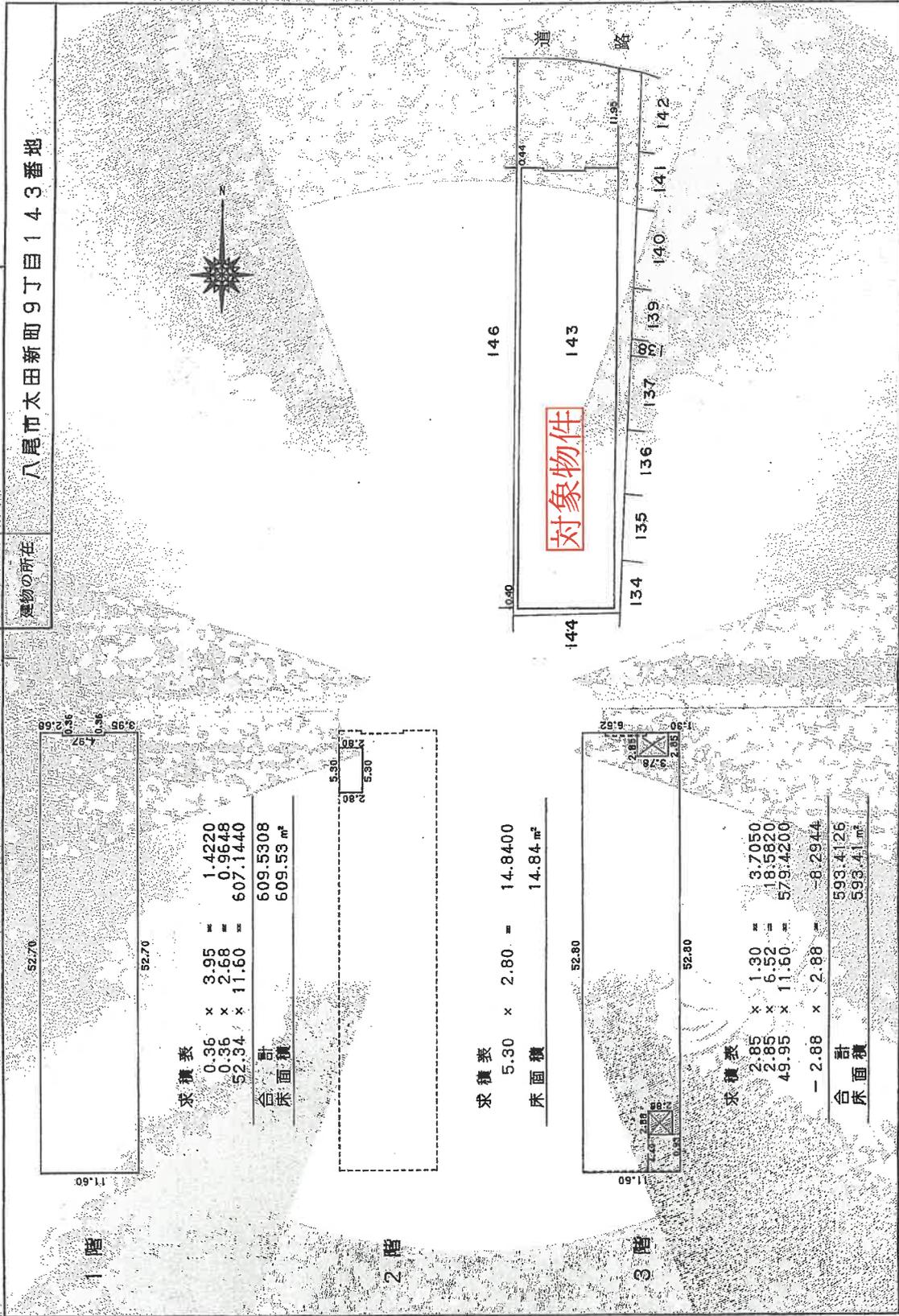
建物図面

143番2

八尾市太田新町9丁目143番地

家屋番号

建物の所在



1階

求積表				
0.36	×	3.95	=	1.4220
0.36	×	2.68	=	0.9648
52.34	×	11.60	=	607.1440
合計				609.5308
床面積				609.53 m²

2階

求積表				
5.30	×	2.80	=	14.8400
合計				14.84 m²

3階

求積表				
2.85	×	1.30	=	3.7050
2.85	×	6.52	=	18.5820
49.95	×	11.60	=	579.4200
- 2.88	×	2.88	=	- 8.2944
合計				593.4125
床面積				593.41 m²

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/500

平成4年3月19日(作製)

作製者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局東大阪支局管轄)
 令和7年6月2日 大阪法務局北出事務所

登記官

請求番号：46-3

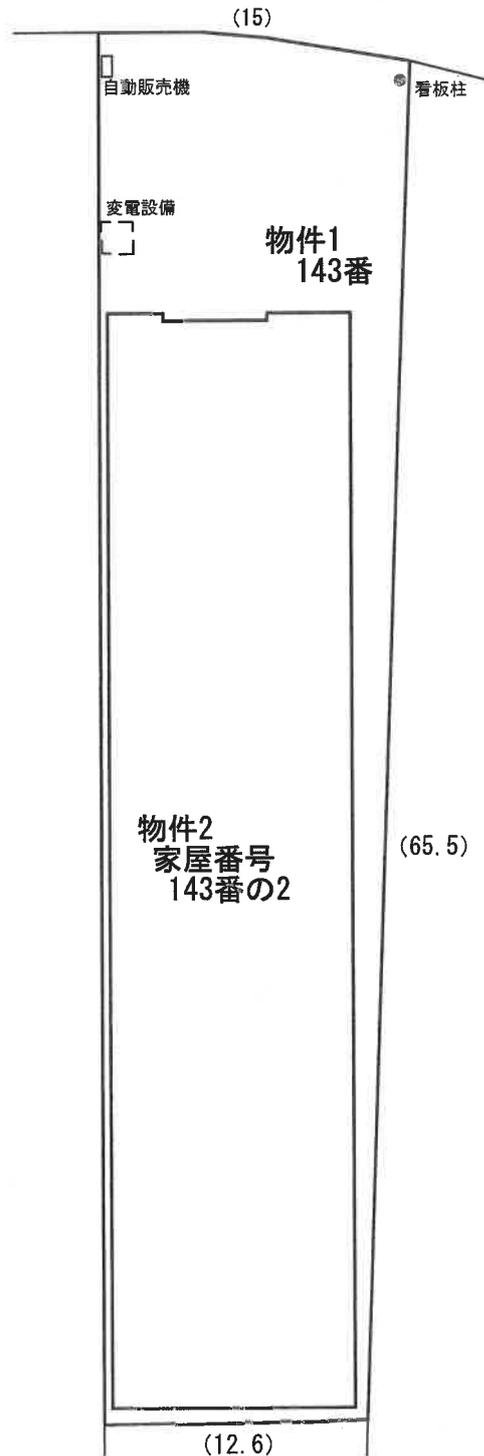
A4判に縮小

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第236号



道路（幅員 約 7.8m）

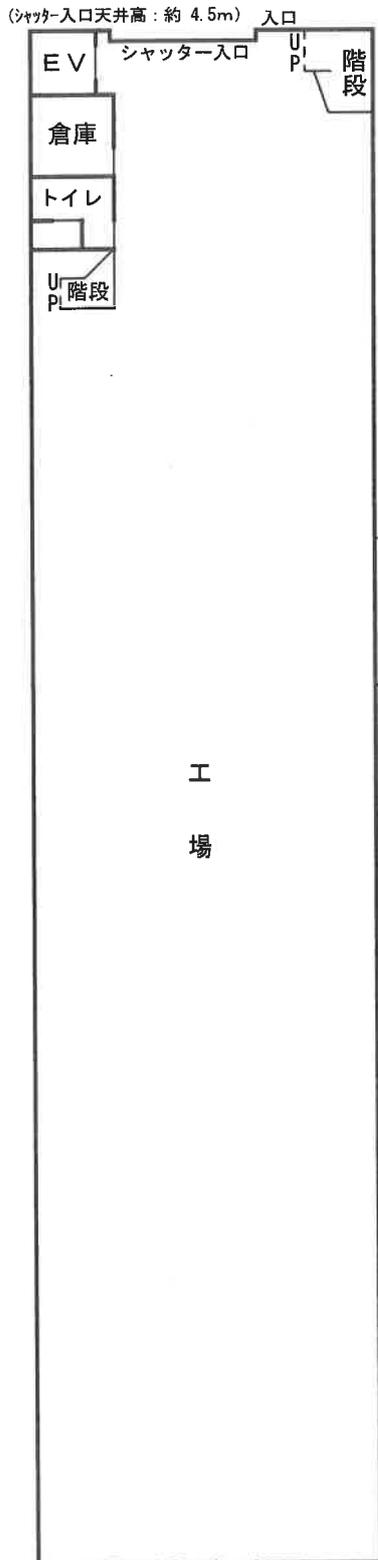


間取略図

令和7年（ケ）第236号



1階平面図



2階平面図



3階平面図

